

令和 8 年 3 月 30 日

市内有料老人ホーム 管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

有料老人ホーム 各種届出方法について（お知らせ）

日頃は、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

市内の有料老人ホーム運営事業者様をはじめ関係者の皆様にお知らせします。

これまでは、有料老人ホームの各種届出（設置届、変更届、廃止届）につきましては、郵送もしくは持参による紙媒体での提出を原則としていました。このたび、これらの各種届出につきましてもオンラインによる申請を可能とすることとなりました。具体的には、**原則として電子メールによる届出書類の提出**とします。なお、郵送や持参などによる紙媒体での提出を排除するものではありませんので、**郵送等による紙媒体での提出も引き続き受け**ます。

それぞれの届出についての注意事項は次のとおりです。

1 設置届

必ず事前協議が必要になります。最終的な設置届一式の提出は電子メールによるものとしませんが、事前協議の中で運営方針の確認などを行いますので、少なくとも1回はご来庁いただくことを原則とします。詳しくはご連絡いただいた際に直接ご案内しますが、以下の案内文等を事前にご確認ください。

- 令和 5 年 9 月 25 日付「有料老人ホーム設置届事前協議について（お知らせ）」
- 有料老人ホーム設置に関する手続きフローチャート

メールアドレス：[a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

2 変更届

変更する内容によって事前相談が必要になるものもあります。「名古屋市 有料老人ホームの主な届出事項と添付書類」を確認してください。事前相談が必要な内容については、介護保険課施設指定担当へ必ず事前連絡をしてください。具体的な手続き方法をご案内します。なお、事前相談において挙証資料をお送りいただくことがございます。事前相談資料は電子メールでお送りいただきますが、そのアドレスは次のとおりです。

相談用：[a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

事前相談が必要な変更事項については、事前相談が終わりましたら正式に変更届一式をご提出いただきます。事前相談不要な変更事項については、事前相談なく変更届一式をご提出いただくことができます。この変更届一式も電子メールでご提出いただくことが可能となります。ただし、変更届の**提出先のメールアドレスは相談用と異なります**のでご注意ください。

提出用：[a2595-04@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2595-04@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

当課にて変更届の見落としがないよう変更届専用のアドレスを用意したためです。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、変更届につきましては以下の通知文等もご参考ください。

- 名古屋市 有料老人ホームの主な届出事項と添付書類
- 令和4年12月7日付「有料老人ホームにおける利用料金の変更について（お知らせ）」
- 令和5年4月27日付「有料老人ホームにおける利用料金変更時の注意点について（お知らせ）」

### 3 廃止届

有料老人ホーム入居者への影響が非常に大きい事案となります。必ず事前相談の連絡をしてください。

廃止届や添付書類の「入居者の転居先一覧」などは電子メールでの提出も可としますが、当初設置届を提出した際に本市より交付しております市長印の押された「有料老人ホーム設置届受理通知書」の原本を返却いただく必要があります。「受理通知書」に関しては郵送もしくは持参による方法にて原本をご返却ください。

メールアドレス：[a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

【問合せ先】名古屋市 介護保険課 施設指定担当

所在地 〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目7番12号 サカエ東栄ビル3階

「名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 栄分室」

電 話 052-212-6533